

面談コメント回答と反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めて。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
2952	0212-臨界1 P1264 表へ設-18 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 仕様表： 臨界防止の設計番号[4.1設-1]で「中性子遮蔽板」と記載があるのは、臨界計算(P5487～)において中性子の吸収を目的として設置していると理解してよいか また、本申請に係る設備機器で、臨界防止の目的で中性子遮蔽板(吸収板)を設置する設備・機器が他にもあるか。	中性子の吸収を目的としています。 臨界防止の目的で中性子遮蔽板(吸収板)を設置する設備・機器は以下の通りです。 表イ設-11 遠心分離機(洗浄用) 表イ設-15 遠心分離機(固液分離用) 表へ設-7 仕掛品貯蔵棚 表へ設-18 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 表へ設-37 仕上りペレット一時貯蔵棚 表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚	－	－	－	－
2953	0212-臨界2 P1264 表へ設-18 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 仕様表： 臨界防止の設計番号[4.2設-1]について、添付説明書(P5446)の臨界計算コードによる臨界安全性の評価条件を事業許可(添五-188) 添五-第二-24図から変更していると説明しているが、臨界計算コードによる評価結果を許可のどこに示しているか また、「表2 事業許可との相違点リスト」(P4450～)に記載していないのはなぜか	事業許可の(添五)-第一-24図の注記において、減速度制限していないものの置場を限定し、減速度制限しているものはどこに置いてもよいと記載しているのみであり、両者の混在は認めています。 また、記載の計算モデルは一例に過ぎず、臨界計算コードのkeff 0.95以下という許可の判断基準通りで申請しています。 なお、減速度制限は容器収容量が16kgU以下のものが対象ですので、仕様表でそのことを明確にいたしました。 [第一-24図 注記内容] 容器収納量を 8.0kgU 以下とする場合は、上記 40 列にのみ貯蔵し、容器収納量を 16kgU以下とする場合は、減速度を H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下かつ装荷位置は上記 40 列を含む全ての列に装荷する。なお、いずれの場合も、貯蔵室に水が侵入するおそれがないため、貯蔵室内は 100℃飽和水蒸気でみだされているものとする。	○	仕様表	表へ設-18	P1264
2954	0212-臨界3 P1264 表へ設-18 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 仕様表 今回、臨界計算コードによる評価において、核燃料物質の貯蔵位置や貯蔵量が追加されているが、事業許可に記載した最大貯蔵量、耐震設計、遮蔽計算、その他の安全機能の評価結果に影響しないことを説明すること。他の安全機能について(安全裕度を含む)評価結果に影響する場合、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを説明すること。	当該の貯蔵棚に積載防止板のないすべての場所に貯蔵した状態で許可されており、遮蔽計算は最大貯蔵量のもとで計算しています。 一方、耐震計算はSUS 容器が図へ設-18に示す積載防止板のない位置に配置された状態で評価しています。 このことから、事業許可に記載した最大貯蔵量、遮蔽計算及び耐震設計は評価結果に影響しません。 また、その他の安全機能にも影響はありません	－	－	－	－
2955	0212-臨界4 P1264 表へ設-18 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (第2核燃料倉庫) 他、ほとんどの設備・機器： 臨界防止の設計番号[4.2設-6]で、「他領域との干渉については、次回以降申請する」と記載しているが、工場棟領域との干渉についても、次回以降とすることを意図しているのか。建物側の領域区分の臨界隔離方法の説明(P4762)と併せて、設備・機器の臨界防止の設計として、今回認可を受けようとする範囲が明確に説明すること	臨界隔離の方法は、領域間にある建物壁による隔離と領域間の距離による隔離があります。 領域間にある建物壁による隔離については、領域の境界となる建物が申請対象です。単独の建物の壁厚で臨界隔離が成立(コンクリート30.5cm厚以上)する場合と相互の領域の建物の壁厚の合計で臨界隔離が成立する場合があります。 領域間の距離による隔離については、領域内に設置する設備・機器が申請対象です。相互の領域に設置する設備・機器が両方登場しないと完結しません。添付の「臨界安全評価を行う上での領域区分の隔離方法」に6次申請での刈取り対象部分を示します。 工場棟領域の分析設備の秤量機が残っているため、第2核燃料倉庫との設備間の距離距離については、その部分を次回申請します。	－	－	－	－

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
2960	0212-地震3 ●地震による損傷の防止に関して 付属建物第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所に設置する内部止水用水用の堰は事業許可での整理どおり耐震重要度分類第1類とすることと整理したのではないか。 4452ページの事業許可との相違点リストには、耐震重要度分類第2類に変更すると記載されているが、本文と添付資料が異なる記載、説明になっているのではないか。	設計見直しを適切に反映できておりませんでした。補正申請で見直しいたします。 水平展開の結果、全体的に適切な記載となるように見直ししております。	○	添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表2	P4450～4452
				添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表2	P4455～4461
2961	0212-地震4 ●外部からの衝撃による損傷の防止4836ページの敷地外の設備・機器に対する近隣工場の火災・爆発の影響に係る説明で、敷地外の火災源との距離が十分離れていることから影響はないとしているが、説明が不十分である。 屋外の敷地内危険物貯蔵施設に対する評価と記載のレベルが差がある。 事業変更許可申請書で想定した火災・爆発源に対して、外部火災影響評価ガイドを参考に評価した結果から影響がないことを判断しているのではないか。 評価内容について説明すること。	敷地外火災評価については、危険物屋外タンク貯蔵所に対する吸気ファン、配管等の金属製設備の危険距離は4.3m、FRP製のスクラバの危険距離は11.9mであり、これに対し、離隔距離は100m以上となっております。 また、敷地外爆発については、P.5259～5261に示す危険限界距離(27.4m～81m)以上に対し、離隔距離は200m以上となっております。 よって、安全機能に影響を及ぼすことはないことを確認しています。 評価結果詳細については、申請書に反映させていただきます。	○	添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料5設	P4837～4843
2962	0212-火災(気廃)1 [99-設12][11.3-設25] P4857技術基準の説明の火災5ボツの説明において、「～可燃性ガスを取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く)を設置する～これを滞留しない構造とすることその他爆発を防止するための適切な措置が講じられた物でなければなりません」とされている。 排ガス分解設備は爆発の危険性がないものなのか、どのように運転するのかも踏まえて説明をすること。	排ガス分解装置にLPGを供給する配管及びLPG供給弁は、ケーシングの外側に設置しており、万が一LPGが漏えいしたとしても滞留しない構造です。また、ケーシングの外側に設置するLPG供給弁周りにはカバーを設置していますが、換気口を設けることで、カバー内でLPGが漏えいした場合でも滞留することはありません。この旨を火災の適合性説明書に追加します。 また、運転方法ですが、LPGは運転初期に触媒によるアンモニアの分解反応を促進するため、触媒の加熱用に使用します。アンモニアの分解反応は発熱反応であり、アンモニアの分解反応が開始された後はLPGによる加熱の必要はなく、LPG供給を停止します。	○	添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料8	P4858
2963	0212-火災(気廃)2 事業者回答2844～2847再確認事項：気廃系全般で建屋境界部の排気ダンパダクト間を難燃性(□材質とするものは、防火材を施す旨の記載が設2適合説明書(5563頁)にあるが、これは耐火シートと同類なのではないか？このことも説明に含めること。耐火シートは使用しないとの事業許可からの相違点リスト4455頁と整合していないのではないか？	添付説明書P5656に示す通り、建物境界-逆流防止ダンパ間のダクトについては、建物境界の耐火時間を満たすために、1.5mm以上の板厚の金属製ダクトまたは1.5mm以上の板厚がない金属製ダクトには防火材を敷設することにしております(塩ビダクトはありません)。 以上の内容及び1.5mm厚のダクトを1時間耐火とみなす関連法令に関する記載を当該ページに記載いたします。 これらは、建物境界の耐火に関する要求(事業許可番号5-10)に対する設計となります。 一方、事業許可番号5-20では、火災源の近くに設置せざるを得ない塩ビダクトには耐火シートを被覆することが要求されております。ただし、これらについては耐火シートを被覆するのではなく、金属製のダクトに変えることで対応することに変更したことから、事業許可からの相違点リストに記載しております。	○	材料一覧	別表ト設一気14	P1954
				材料一覧	別表ト設一気39	P1964
				材料一覧	別表ト設一気50	P1967
				材料一覧	別表ト設一気70	P1971
				材料一覧	別表ト設一気83	P1976
				添付説明書	添付説明書-設2	P5656
2964	0212-閉込(気廃)1 6067頁でスクラバ捕集効率の説明を引用しているが、5次申請書の添付説明書は設6付録2ではなく、付録7ではないか。	ご指摘の通り、三原燃第20-0273号で申請した添付説明書-設6付録7です。	○	変更の概要	表リ-8	P2020
				添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料9建	P4861
				添付説明書	添付説明書-設1付録1	P5527
				添付説明書	添付説明書-設6	P5951
				添付説明書	添付説明書-設6	P5955
				添付説明書	添付説明書-設6	P6013
				添付説明書	添付説明書-設6	P6067

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
2965	0212-閉込(気塵)2 気塵(6)等で、1835頁の排気ファンの仕様表で、[10.1-設56]火災時に影響のある排気系統を停止した場合にも、第一種管理区域の負圧を維持するために、複数の排気ラインを設置するとしているが、これは火災の影響が及ばない異なる火災区域の排気ファンを運転することで、負圧を維持するという設計で良いか？ 6049頁適合説明書に[10.1-設56]の内容が補正で追加の「～別々のエリアに設置しており」は別々の火災エリアということか。	火災は局所排気系統に接続する設備の火災を想定しており、当該の設備で火災が起こった場合は残った別の排気系統(火災の影響がない局所排気系統、室内排気系統)で負圧を維持する設計としております。 また、火災を想定している機器と排気ファンは十分に離れた場所に設置しており、設備の火災を受けて排気ファンが損傷することはありません。	－	－	－	－
2966	0212-閉込(気塵)3 閉じ込め機能には同じく、気塵(6)等で、1855頁スクラバの[10.1-設60]、[10.1-設61] (2回目補正で追加)が適合説明書に記載が無いので、追記のこと。	添付説明資料6 P5955に記載しています。	－	－	－	－
2967	0212-廃棄(液塵)1 p1912廃液処理設備(1)洗浄液受槽、p1916廃液処理設備(1)ろ液受槽、p1924廃液処理設備(1)混合槽。 「[20.1-設2]放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には〇〇槽液位高インターロックを設置する。」と記載されているが、警報と違って、インターロックの場合、運転員が処置することはないのではないか。	ご指摘いただいたとおり、運転員による処置は記載不要でしたので、記載を修正させていただきます。	○	仕様表	表ト設一液2	P1912
				仕様表	表ト設一液4	P1916
				仕様表	表ト設一液8	P1924
				添付説明書	添付説明書-設9	P6167
2968	0212-火災1 p5653の[11.3-設3]の説明にてであれば、電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルを有する全ての設備・機器が、「[11.3-設3]火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。」に該当するのではないか。	P5653の[11.3-設3]に記載のとおり、電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルを有する全ての機器は、火災によるケーブル損傷時に安全側に動作する(運転停止)ことを設計の基本方針としています。このうち加熱機器については、放射線被ばくを及ぼさないための臨界防止機能や閉じ込め機能への影響が考えられるため、温度高インターロックを有する機器(添設2-2.2表参照)に対して設計番号を付与する整理としています。	－	－	－	－
2969	0212-火災2 P5268 添設建6-2表 火災区域外への影響評価結果 加工事業許可(添五-344)から等価時間を変更した建物や新規建物については、等価時間算定するための可燃物量を説明してください。	第1廃棄物処理所前室(許可では ^a 個別設計に従って新設する ^b としている) ・可燃物として、ポリ袋、養生テープ等のプラスチックを30kg、記録用紙・取扱説明書等の紙を20kg、布・ウェスを20kg、枕木を30kg、洗浄剤として洗浄用エタノールを10kg、潤滑油を10kg考慮しています。 ・また、難燃性物質として、ゴム手袋20kg、電線被覆20kgを考慮していますので、補正申請に反映します。 ・さらに、感知器等の盤内可燃物120MJを考慮しています。 ・これらは、実際に想定される量よりも安全側にしており、この可燃物・難燃物量に基づく等価時間は0.31時間であり、耐火時間1時間に対して余裕があります。 その他の建物 ・可燃物量の変更はありません。 ・等価時間の算出の際、安全側に切り上げとしました(許可との相違点に記載しております)。	○	添付説明書	添付説明書-建6	P5265
				添付説明書	添付説明書-建6	P5266
				添付説明書	添付説明書-建6	P5270
2970	0212-火災3 P5268 添設建6-2表 火災区域外への影響評価結果 加工事業許可(添五-345)から耐火時間を変更した建物や新規建物については、どの壁等をどのように変更したのか説明すること。ここで、第2廃棄物処理所の外壁サイディングの耐火時間を1.0h(←0.5h事業許可添五-345)に変更しているが、5272頁の説明では「 <input type="text"/> 」では30分耐火とされている。さらにどのような処置をして満足させるようにしたのか、記載を明確にしてください。	第2廃棄物処理所の外壁サイディングの耐火時間 事業許可では、サイディングの鋼板の耐火時間0.5時間としていました。 ・工認では、サイディングの内部の打 <input type="text"/> (P4739参照)の耐火時間1時間を期待できるため、耐火時間1時間としました。 ・第2廃棄物処理所の壁には <input type="text"/> は使用していません(シリンダ洗浄棟前室、及び第3廃棄物倉庫に適用しています)。 ・ <input type="text"/> は国土交通省耐火認定PP030NE-9304に基づく工法であり、耐火時間は0.5時間としています。	○	添付書類 I-1 事業許可との対応	表2	P4458
添付説明書	添付説明書-建6	P5268				

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めて。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○：修正 －：回答のみ	申請書修正部分		ページ数
2971	0212-火災4 P5272 耐火時間について、関係法令・告示で該当する耐火時間が確認できないものがあるので、説明してください。 3. [] について、建設省告示第1358号の0.5時間耐火構造についての記載が不明、附則2が何を指しているのか不明です。	・P5206で耐火時間0.5時間の出典を告示1358号としているのは、第1廃棄物処理所の [] を使用した壁の耐火時間です。 ・ [] に関する記載は最新の告示から削除されており、最新告示の付則に「経過措置」として「石綿スレートを用いる建築物は、平成12年の告示1358号に適合していれば、その後の告示1358号に適合しているとみなす。」と記載されています。 ・平成12年の告示1358号1号(3)(ix)に「厚さが2.5cm以上の木毛セメント板張りの上に0.6cm以上の石綿スレートを張ったものを準耐火構造の構造方法と定める。」との規定があり、第1廃棄物処理所の壁は準耐火構造であることから、0.5時間以上の耐火時間があると言えます。(添付資料：準耐火構造の構造方法を定める告示_抜粋を参照ください)	－	－	－	－
2972	0212-閉込(気塵)4 ④ (c)気塵系の建物貫通部から給排気系ダンパまでの間に、難燃性ダクトがある場合の火災影響評価で防火材を布設する場合、耐震評価への反映について、添付説明書設3-3「ダクトの耐震性」5831頁～へも説明してください。	建物貫通部のダクトは、金属製のダクトを使用します。ただし、1時間耐火に十分な板厚のダクトでない場合には防火材を布設する設計としています。その場合には、付加される重量を考慮して、ダクトの耐震評価を実施しています。添付説明書 設3-3に、防火材布設時の評価方法を追記いたします。	○	耐震計算書	添付説明書一設3-3	P5832
2973	0212-閉込(気塵)5 気塵系(5)の排気口(排気塔)の位置はどこですか、許可(添5-164)との整合性を含め説明してください。(今回の申請範囲に独立したスタックがあるのでしょうか?)	排気塔の位置については、P3585図ト配-気5(2/2)、P3781図ト設-気7(1/2)の(692)スクラバ(局所排気系統)に記載しており、許可(添5-164)の位置と整合しております。 適合性についてはスクラバと同様に確認しておりますが、現状仕様表での記載が明確でないため、その他の構成機器として追記いたします。なお、耐震評価については、排気塔の検定比(0.15)とスクラバの検定比(0.93)に包絡されています。また、図ト設-気7(1/2)に排気塔寸法を追記します。	○	仕様表	表ト設-気73	P1881
				機器図	図ト設-気7(1/2)	P3781
その他	その他の修正			別紙	別紙	P27
				先行申請取り取り仕様表	追表ト設-1(5次)	P1998
				添付書類I-1 事業許可との対応	表4-2-5	P4619
				添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料1 5	P4894
				添付説明書	添設設1-2-4表	P5458

資料1 建-1表 臨界安全評価を行う上での領域区分の隔離方法

領域	工場棟	第2核燃料倉庫	原料貯蔵所	シリンダ洗浄棟	第3核燃料倉庫(1)	第3核燃料倉庫(2)	加工棟
工場棟(転換・成型・組立工場) (付属建物除染室・分析室含む)	—	臨界隔離壁 (工場棟ユニット高さ490cm以下)	離隔距離	離隔距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁	離隔距離
		離隔距離 (工場棟ユニット高さ490cm以上)				離隔距離 (開口部)	
第2核燃料倉庫	臨界隔離壁 (工場棟ユニット高さ490cm以下)	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁
	離隔距離 (工場棟ユニット高さ490cm以上)		離隔距離 (開口部)	離隔距離 (開口部)			
原料貯蔵所	離隔距離	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁
		離隔距離 (開口部)		離隔距離 (開口部)			離隔距離 (開口部)
シリンダ洗浄棟	離隔距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁
		離隔距離 (開口部)	離隔距離 (開口部)				離隔距離 (開口部)
第3核燃料倉庫(1)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁
第3核燃料倉庫(2)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁
	離隔距離 (開口部)						
加工棟	離隔距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—
			離隔距離 (開口部)	離隔距離 (開口部)			



6次申請対象部



4次申請対象部

その他 7次申請対象部

注：第2核燃料倉庫との臨界隔離壁による離隔は、第2核燃料倉庫単独の壁による。第3核燃料倉庫に関しては7次申請で位置が明確になったところで確定する。

○準耐火構造の構造方法を定める件

(平成十二年五月二十四日)

(建設省告示第千三百五十八号)

改正	平成一三年	二月	一日	国土交通省告示第	六三号
	同	一六年	三月二二日	同	第 三三四号
	同	一六年	七月 七日	同	第 七八九号
	同	一六年	九月二九日	同	第一一七二号
	同	一九年	八月一〇日	同	第一〇七一号
	同	二七年	二月二三日	同	第 二五六号
	同	二八年	三月三〇日	同	第 五四〇号
	同	二八年	三月三一日	同	第 五六四号
	同	二九年	三月二一日	同	第 二〇三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。

準耐火構造の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が四十五分間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの

（1） 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の（i）から（v）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

（i） 平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号（以下「一時間準耐火構造告示」という。）第一第一号ハ（1）、（3）又は（7）のいずれかに該当するもの

二 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ（2）（iv）又は（v）に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

ニ 野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）とのすき間に厚さが四十五ミリメートル以上の木材の面戸板を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第六 令第七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ（2）（i）から（v）までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ（1）又は（2）（屋外側にあつては、第一第三号ハ（2）から（6）までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

ロ 段板の裏面に第三第三号ロ（1）から（3）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ（1）（ii）から（v）までのいずれか（屋外側にあつては、第一第三号ハ（2）から（6）までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

附 則

1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

2 平成五年建設省告示第千四百五十三号は、廃止する。

附 則（平成一六年九月二九日国土交通省告示第一一七二号）

（施行期日）

1 この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレート又は石綿パーライト板を用いる建築物の部分で、この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千三百五十

八号の規定に適合するものは、改正後の平成十二年建設省告示第千三百五十八号の規定に適合するものとみなす。

附 則 (平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五六号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三〇日国土交通省告示第五四〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省告示第五六四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二一日国土交通省告示第二〇三号)

この告示は、公布の日から施行する。

建築基準法施行令第153号

準耐火構造の構造方法を定める件

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。

第1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ロ、第三号ロ及び第五号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 令第115条の2の2第1項第一号に規定する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(i) 厚さが15ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）

(ii) 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが9ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(iii) 厚さが9ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの

(iv) 厚さが7ミリメートル以上のせっこうラスボードの上に厚さ8ミリメートル以上せっこうプラスターを塗ったもの

(2) 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが1.5センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1センチメートル以上モルタル又はしっくい塗を塗ったもの

(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(3) 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(x)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(i) 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが2センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1.5センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iii) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が2.5センチメートル以上のもの

(iv) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が2.5センチメートル以上のもの

(v) 土蔵造

(vi) 土塗真壁造で裏返しをしたもの

(iii) 厚さが1.2センチメートル以上のせっこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(iv) 厚さが2.5センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(v) 厚さが2.5センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが0.6センチメートル以上の石綿スレートを張ったもの

(vi) 石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が1.5センチメートル以上のもの

二 令第107条の2第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 令第115条の2の2第1項第一号に規定する構造とすること。

ロ 前号ロに定める構造とすること。

三 令第107条の2に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 令第115条の2の2第1項第一号に規定する構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第1項第一号ロ(1)(i)から(iv)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボードの上に金属板又は石綿スレートを張ったもの

(2) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(3) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25ミリメートル以上のもの

(4) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25ミリメートル以上のもの

(5) 厚さが25ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板又は石綿スレートを張ったもの

(6) 厚さが25ミリメートル以上の木毛セメント板の上に厚さが6ミリメートル以上の石綿スレートを張ったもの

(7) 石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15ミリメートル以上のもの

四 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 令第115条の2の2第1項第一号に規定する構造とすること。

ロ 前号ロに定める構造とすること。

五 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 第三号ロに定める構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ロ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。